

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会 役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「本会」という）の定款第25条の規定に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員には報酬を支給しない。ただし、会長は本会を代表しその業務を執行するにあたり、非常勤として本会の事務に従事するとともに本会以外の会議等への出席があるため、出席報酬として月額50,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が、その職務のため、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。ただし、行政機関からの役員には支弁しない。

2 役員が市外での会議、研修等に出席したときは、本会旅費規程に定めるところにより、その費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 1,500円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。